

# ○松阪市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成28年3月25日規則第5号

改正

平成29年3月31日規則第46号

令和元年11月15日規則第24号

令和3年3月31日規則第39号

令和6年3月29日規則第9号

令和6年10月31日規則第55号

令和7年 月 日規則第 号

# 松阪市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第2条の2—第2条の7）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第3条—第12条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第7号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則の用語の定義は、法及び政令の定めるところによる。

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書）

第2条の2 省令第3条第1項の市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 省令第3条第1項に規定する付近見取図は、縮尺2500分の1程度の都市計画図とする。

(2) 委任状（任意様式）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（軽微な変更該当証明の交付申請）

第2条の3 省令第13条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明交付申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令第3条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市

長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、**省令第5条**に規定する軽微な変更に該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第1号の2）を交付するものとする。

（取下げ）

**第2条の4 法第11条第1項又は第2項**の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者若しくは**省令第13条**の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第1号の3）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

（記載事項等の変更）

**第2条の5** 建築主は、**省令第6条第1項第1号**の規定による適合判定通知書又は第2条の4第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項変更届（様式第1号の4）により市長に届け出なければならない。

（適用の除外）

**第2条の6** 前3条の規定は、市長が**法第14条第1項**の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

## 第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（市長が別に定める機関による審査）

**第3条 法第29条第1項**の規定による認定の申請又は**法第31条第1項**の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が**法第30条第1項各号**に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

（市長が必要と認める図書）

**第4条 省令第20条第1項**又は**省令第23条第2項第1号**の市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) **省令第20条第1項**に規定する付近見取図は、縮尺2500分の1程度の都市計画図とする。
- (2) 前条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が**法第30条第1項各号**に掲げる基準に適合すると認められた場合においては、当該機関により交付された適合証の写し
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（**法第30条第1項第1号**に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）においては、設計住宅性能評価書の写し
- (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であ

って、当該建築物が一般社団法人性能評価・表示協会が運用する建築物省エネエネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）においては、評価書の写し

- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合においては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (6) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要する場合（同項各号に掲げる建築審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。）においては、建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合性判定通知書の写し
- (7) 委任状（任意様式）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第20条第3項の市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第4号の図書を添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書  
(完了報告)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したときは、速やかに、認定建築エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書（様式第1号の5）に次に掲げる図書及び書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第2号）の写し（建築基準法第5条の6第4項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を受けたもの）
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による検査を要する建築物の場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- (3) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(工事を取りやめる旨の申出)

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（様式第3号）に省令第24条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項の通知書）を添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（様式第4号）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 認定建築主は、省令第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第5号）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（様式第8号）により認定建築主に通知するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第46号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月15日規則第24号）

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第39号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日規則第55号）

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年3月 日規則第 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。